

# 住民税申告方法の段階的見直しについて

## 1. 目的

現在、住民税の賦課決定に必要な課税資料を収集するため申告会場を設け、申告受付事務を実施しています。国税庁では、デジタル化が進み、「e-Tax」の申告書作成支援ツールの提供や電子申請による申告が可能となっています。

本市においても、来庁せずに自宅で申告手続きが可能となることで住民の利便性向上、対面申告対応の減少による業務の効率化や省力化を図っていく必要があります。

そこで、Web環境を活用し、その環境に合わせた事務を再構築することとし、住民税申告方法を段階的に見直しすることとします。

## 2. 住民税申告方法の見直し概要

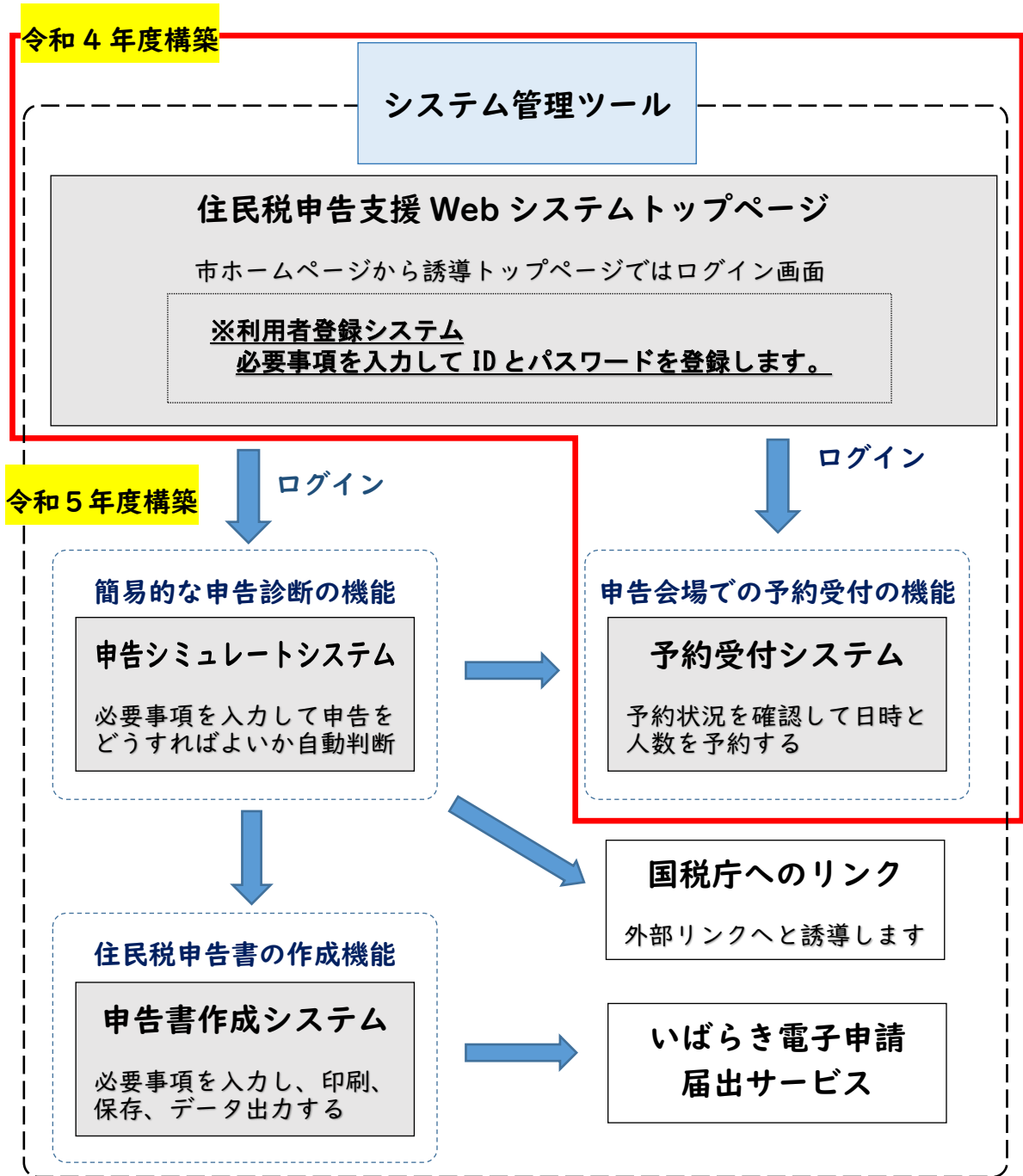
わかりやすく簡単に利用できる操作性を重視し、利用者登録や申告受付予約、申告シミュレーション、申告書作成の機能が集約された住民税申告に特化したシステムを構築して提供できるように環境整備を実施していきます。令和4年分の申告から利用者登録と受付予約の機能を先行して構築し提供し、令和5年分の申告からは全ての機能を提供します。また、いばらき電子申請届出サービスを利用して電子申請ができる環境も整備していきます。

さらに、情報格差対策にも注力し、高齢者でも家族や行政機関の支援によって手続きが完了できる環境整備を実現できるよう対応を図っていきます。

## 3. 実施効果

- (1) 自宅で申告手続きが可能となり、住民の利便性が向上します。
- (2) 対面申告対応の減少により感染対策が図られ、住民の不安や懸念を緩和できます。
- (3) 業務見直しで効率化や省力化され、人的資源を有効に活用することができます。
- (4) 電子申請の利用促進が図られ、オンライン化が推進できます。

#### 4. 住民税申告支援システムのイメージ



※赤枠で囲んだ部分は令和4年度中に構築して提供を開始します

※それ以外の部分は令和5年度中に構築して提供を開始します